

福岡県医発第1349号(地)

平成20年 9月22日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

苅田町こども医療費助成制度について

苅田町における公費医療費支給制度（乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療）につきまして、福岡県公費負担医療費支給制度の一部改正に伴い、別紙のとおり取り扱う旨、苅田町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

改正内容の概要につきましては、平成20年8月12日付福岡県医発第1103号(地)中、別表「市町村別改正状況」にて既に連絡申し上げておりますが、今般、苅田町より正式に通知が参りましたので、お送りいたします。

詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

なお、管内の医療機関等には苅田町より通知される予定です。

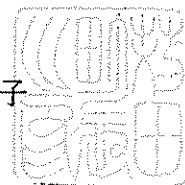
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

20 荊健第 1878 号
平成 20 年 9 月 12 日

福岡県医師会会長
横倉 義武 殿

荊田町長 吉 廣 啓 子



荊田町こども医療費助成制度について

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

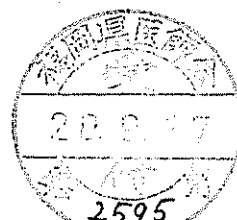
日頃より荊田町の医療保健行政に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 10 月 1 日より、荊田町におきましては、保護者の経済的な負担を軽減し、町独自の少子化対策の一環として、6 歳に達する日以後最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童を対象とした、こども医療費助成制度を実施することといたしました。この制度の実施方法につきましては、県の乳幼児医療と同様（通院 600 円/月 1 医療機関、入院 500 円/日 上限 7 日）の自己負担を除き、医療費は現物支給方式で対応していただくこととなります。

また、同じく平成 20 年 10 月 1 日より、福岡県におきましては、乳幼児医療費支給制度を外来も 6 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日（就学前）まで（所得制限あり）に拡大して実施することとなりました。重度障害者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度におきましても、別紙の通り制度の改正がっておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この制度を周知していただくため、管内の医療機関等には文書を送付させていただく予定でありますので、会員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

荊田町役場 健康福祉課国保医療係
TEL : 093-434-1848



改正の概要

乳幼児医療費支給制度（乳幼児・こども医療費）

		対象者		所得制限		自己負担	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
福岡県	3歳未満	通院・入院とも	変更なし	なし	変更なし	なし 完全無料	変更なし
	3歳以上	入院のみ (3歳～就学前)	通院・入院とも	なし	児童手当準拠	初診料・往診料	通院：600円／月 1医療機関あたり 入院：500円／日 (月上限7日)
荏田町	3歳未満	通院・入院とも	変更なし	なし	変更なし	なし 完全無料	変更なし
	3歳以上	通院・入院とも (3歳～就学前)	変更なし	なし	変更なし	初診料・往診料	通院：600円／月 1医療機関あたり 入院：500円／日 (月上限7日)
	こども	——	通院・入院とも (小学1年～中学3年)	——	なし	——	通院：600円／月 1医療機関あたり 入院：500円／日 (月上限7日)

母子家庭等医療費支給制度（ひとり親家庭等医療費）

		対象者		所得制限		自己負担	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
福岡県		・母子家庭 ・養育者家庭 ・一人暮らし寡婦 (法律婚の後、死別又は離別して一人暮らしになった女性のうち、①かつて母子家庭であった者、②かつて母子家庭ではなかったが40歳以上となった者) ※74歳まで対象	・母子家庭 ・父子家庭 ・養育者家庭 ※75歳以上も対象 ・一人暮らし寡婦は廃止 ※但し、22年度途中まで経過措置を設ける。 (現行どおり74歳までを対象)	児童扶養手当準拠	変更なし	初診料・往診料	通院：800円／月 1医療機関あたり 入院：500円／日 (月上限7日)
荏田町		県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ

重度心身障害者医療費支給制度（重度障害者医療費）

		対象者		所得制限		自己負担	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
福岡県		・身体障害者 (身障手帳1, 2級) ・知的障害者 (IQ35以下) ・重複障害者 (身障手帳3級かつIQ50以下)	・身体障害者 (身障手帳1, 2級) ・知的障害者 (IQ35以下) ・重複障害者 (身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者 (精神保健福祉手帳1級) ※精神病床への入院を除く	なし	特別障害者手当準拠	65歳未満： 初診料・往診料 65歳以上：無料	通院：500円／月 1医療機関あたり 入院： 一般500円／日 低所得300円／日 (月上限20日) 上記金額負担
荏田町		県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ